

☆次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業について☆

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定基準を満たした県内の事業主は、高知労働局の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告につけことができます。

認定企業(第2回目) 株式会社 高知銀行

・「認定通知書交付式」を平成 22 年 11 月 16 日に高知労働局で行いました。

高知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、株式会社高知銀行を認定しました。

2 回目の認定を受ける企業であることから、11 月 16 日に高知労働局において、「認定通知書交付式」を行いました。

株式会社高知銀行の主な取組みは、下記の通りです。

□株式会社高知銀行の行動計画の概要及び取組結果

1 行動計画の目標

(1) 計画期間内に、育児休業の取得促進を実施する

具体的には、男性従業員：1人以上、女性従業員：取得率80%以上

(2) 定時退行日（毎月2回）を設定し、周知を行う

(3) ①地域において子供の健全育成のための活動等を行う NPO 等への労働者の参加を支援するなど、子供・子育てに関する地域貢献活動を実施する。

②若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練を推進する。

2 取組の結果

(1) ①男性従業員：1名取得

②女性従業員：計画期間内出産者の育児休業取得率 100%達成

※出生届提出時毎に、男性従業員も育児休業が取得できることの説明を実施。

※育児休業を申出た従業員全員を対象に、希望者に対し職場復帰に向けたオペレーション研修を実施。

(2) 平成 22 年 1 月から実施。

(3) ①「こども金融・科学教室」を下記日程で開催。

平成 20 年 3 月 22 日 平成 21 年 2 月 28 日 平成 22 年 3 月 13 日

②「インターンシップ」を下記日程で実施。

平成 19 年 9 月 3 日～9 月 7 日 平成 20 年 9 月 1 日～9 月 5 日

平成 21 年 8 月 31 日～9 月 4 日



認定マーク「くるみん」

認定を受けた企業は左の認定マーク（くるみん）を利用することができます。

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取り組もう、という意味が込められています。このマークを求人広告、自社の商品や広告、企業の封筒や名刺などにつけて社外にアピールすることで、企業のイメージアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着などが期待されます。